

## 能勢町地域公共交通会議運賃協議分科会での協議について

### 1 運賃協議分科会の設置について

道路運送法の改正により、協議運賃についての協議は、同法第9条第4項に規定する協議会で実施することとなりました。

つきましては、能勢町地域公共交通会議設置要綱第8条に基づく分科会を設置し、乗合旅客運送の運賃等について協議を行います。

#### ◆分科会の概要

協議事項	地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運賃・料金等に関する事項
分科会のメンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能勢町長又はその指名する職員</li> <li>・協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>・国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する職員</li> <li>・住民意見代表者</li> </ul>

### 2 今回協議する事項

妙見口能勢線の代替交通(路線定期運行)の運賃について協議を行います。

路線バス妙見口能勢線は、持続可能な公共交通体系の構築を図ることを目的とし、利用実態を踏まえ、需要規模に応じた適切な交通モードへの転換に向け、令和6年(2024年)4月からは、妙見口能勢線の代替案に基づく運行で実施する予定です。

#### \*道路運送法 [抜粋]

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

##### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

#### \*能勢町地域公共交通会議設置要綱 [抜粋]

(分科会)

第8条 交通会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。